

(試験合格用) 第一種電気工事士免状交付申請に必要な書類・手数料

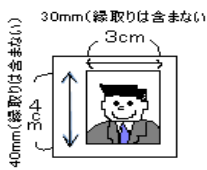
◎提出する前に、必要な書類等が揃っているか確認をお願い致します。

(ご注意ください!)

実務経験の証明内容が事実と異なる場合、電気工事士法第4条(免状の返納)等が適用されることがあります。また、虚偽の証明者には、刑法第62条(幫助)等が適用されることがあります。



1	第一種申請用 電気工事士免状交付申請書(様式第2)	
2	<p>手数料 長崎県収入証紙6,000円</p> <p>(注意) 現金は受付けておりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> 長崎県収入証紙の販売は、長崎県内の「証紙売りさばき所」のみの取扱となっております。 「証紙売りさばき所」は、例えば、長崎県内の運転免許証を交付する警察署や、長崎県庁内の売店などです。 長崎県収入証紙の購入が不可能な場合は、郵便局で6,000円分の郵便小為替を購入してください。なお、郵便小為替の購入には、別途手数料が必要です。詳しくは郵便局の窓口でおたずねください。 	
3	<p>第一種電気工事士試験合格通知はがき</p> <p>(注意) コピーは不可です。原本を提出してください。</p> <p>試験合格通知はがきを紛失した場合は、合格証書原本を提出してください。合格証書は、第一種電気工事士免状交付の際に免状に添えて返却します。</p>	
4	<p>①実務経験証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> 認められる実務経験 (1) 一般用電気工作物の電気工事(一般家庭用の屋内配線工事など)第二種電気工事士免状取得者が一般用電気工作物の電気工事に従事した期間が3年※以上である (2) 契約電力500kw以上の自家用電気工作物の電気工事 電気主任技術者の指導・監督のもとで契約電力500kw以上の自家用電気工作物の電気工事(軽微な工事を除く。)に従事した期間が3年※以上である (3) 契約電力500kw未満の自家用電気工作物における簡易電気工事 経済産業局長が交付する認定電気工事従事者認定証取得者が、契約電力500kw未満の自家用電気工作物のうち電圧600v以下の部分の簡易電気工事に従事した期間が3年※以上である <p>※学校教育法による大学若しくは高等専門学校(※)等において所定の電気工学に関する課程を修めて卒業後(1)～(3)の電気工事に3年以上従事した者は、卒業証明書及び単位修得証明書の原本を添付 [所定の電気工学の課程とは、電気工事士法施行規則第11条に定める電気理論、電気計測、電気機器、電気材料、送配電、製図(配線図を含むものに限る。)及び電気法規であり、全ての課程を修めていることが必要] *長崎県内の高等専門学校は、独立行政法人国立高等専門学校機構佐世保工業高等専門学校のみ</p> <p>(注意) 契約電力500kw未満の自家用電気工作物のうち電圧600vを超える電気工事は、第一種電気工事士免状取得者のみが従事できる。</p> <p>②実務経験の内容が「発電所・変電所以外の500kw以上の自家用電気工作物の電気工事に従事」の場合は契約電力及び職務の内容を確認するための書類の写 (該当する場合のみ提出してください。)</p>	

	<ul style="list-style-type: none"> 契約電力及び職務の内容を確認するための書類とは、契約書や電力会社に提出した完成届や函面などです。 やむを得ず契約電力及び職務の内容を確認するための書類を添付できない場合は、契約電力及び職務の内容を確認した相手方の事業所名及び氏名を記入してください。（見本を参照） <p>③実務経験の証明者が一般用電気工作物に係る電気工事のみを施工する者であり長崎県以外の登録電気工事業者である場合は、登録電気工事業者登録証又は電気工事業者届出受理通知書の写 (該当する場合のみ提出してください。)</p> <ul style="list-style-type: none"> 実務経験は、申請者が電気工事業者等に現に雇用されている場合又は過去において雇用されていた場合において、当該申請者の雇用主又は雇用主であった者が証明してください。 倒産等で雇用主の証明が取れない場合は、2社以上の電気工事業者又は各都道府県電気工事業工業組合その他これに類する法人格を有する団体の代表者の証明が必要です。 <p>(注意)雇用主が一般用電気工作物に係る電気工事のみを施工する場合は、電気工事業法に基づく登録電気工事業者でなければなりません。登録又は届出番号は必ず記入してください。（見本を参照） 雇用主が長崎県以外の他県の場合で登録又は届出番号が不明であり登録電気工事業者であったことが確認出来ない場合は、実務経験として認められません。</p>	
5	<p>住民票等 (注意) コピーは可です。ただし発行されて6ヶ月以内のもの。</p>	
6	<p>第二種電気工事士免状の写 資格を有する場合は提出してください。</p>	
7	<p>認定電気工事従事者認定証の写 資格を有する場合は提出してください。</p>	
8	<p>顔写真 同一のもの2枚</p> <ul style="list-style-type: none"> 無背景 正面 無帽で撮影した顔写真(肩口まで) (6ヶ月以内に撮影されたもの) サイズは縦4センチメートル×横3センチメートルで、2枚とも裏面に氏名を記入) 	 <p>30mm(縁取りは含まない) 3cm 40mm(縁取りは含まない) 3cm</p>

〈申請書提出先〉

1. 長崎県電気工事業工業組合

〒852-8016 長崎市宝栄町23番23号 TEL 095-862-1975

2. 長崎県電気工事業工業組合 佐世保支部

〒857-0854 佐世保市福石町11番21号 TEL 0956-31-7304

〈提出方法〉



持参又は郵送。ただし郵送の場合は必ず「簡易書留」で送付してください。

第一種 試験合格申請用

長崎県収入 証紙 はり付け欄

6,000 円

消印を押してはならない。

* 証紙は長崎県庁内売店・運転免許証を
交付する警察署等で購入出来ます。

様式第2 (第6条関係)

電気工事士免状交付申請書

年 月 日

長 崎 県 知 事 様

〒 ー

※住所・氏名・生年月日は住民票の記載どおり正確に記入してください。

申請者 住 所

フリガナ

氏 名

生年月日 年 月 日生

〔 電話番号 () 〕

〔 携帯電話番号 () 〕

電気工事士法第4条第2項の規定により第一種電気工事士免状の交付を受けたいので、
次のとおり申請します。

◎ 電気工事士免状
を受ける資格

1. 第一種電気工事士試験に合格し、かつ、実務経験を有する
2. 第二種電気工事士試験合格
3. 養成施設修了
4. 認 定

※ 受 付 欄

※ 経 過 欄

(備考)

1. この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2. ◎印欄には、該当する事項を○で囲み、これを証明する書類を添付すること。
3. ※印欄には記入しないこと。
4. この申請書には、住民票等及び写真（この申請書提出前6ヶ月以内に撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルのもので、裏面に氏名を記入すること。）同一のもの2枚を添付すること。

(様式1)

実務経験証明書

フリガナ		生年	年 月 日
氏名		月日	
現住所	〒 - (TEL ())		
現在の勤務先の名称及び住所	名称	(TEL ())	
	住所	〒 -	
実 務 経 験 の 内 容			
所属部署及び役職名	期 間	職 務 の 内 容 (出来るだけ詳しく)	
	年 月 日 ~ 年 月 日		
通算期間	年 月		

上記のとおり、実務経験を有することを証明します。

年 月 日

所在地 〒 -

事業所名

代表者氏名

(法人以外の場合は任命権者等の氏名)

(登録電気工事業者の番号)
県知事 登録・届出
第 号

※他県の場合は登録又は届出証の写を添付

印

合格用

フリガナ	ナガサキ タロウ		生年月日	昭和 40年 4月 1日
氏 名	長崎 太郎			
現住所	〒850-8570 長崎市江戸町2-13 (TEL095(824)1111)			
現在の勤務先の名称 及び住所	名称	長崎太郎電気 (TEL095(824)2222)		
	住所	〒850-1111 長崎市江戸町2-14		
実 務 経 験 の 内 容				
所属部署及び 役 職 名	期 間	職 務 の 内 容 (出来るだけ詳しく)		
電気工事士 倒産等で雇用主の証明が取れない場合は、雇用主の事業所名・代表者氏名、登録又は届出番号を記入してください。 〇〇電気 〇〇 △△ 第〇〇〇〇号 雇用主が長崎県以外の他県の場合で登録又は届出番号が不明であり登録電気工事業者であったことが確認出来ない場合は、実務経験として認められません。	一般用電気工作物の工事は、 第二種電気工事士免状取得後に 従事することができます。 ↓ 平成10年10月1日 ~ 平成16年9月30日 (ご注意ください!) 実務経験の証明内容が事実と異なる 場合、電気工事士法第4条(免状の返納) 等が適用されることがあります。 また、虚偽の証明者には、刑法第6 2条(幫助)等が適用されることが あります。	(平成 9年10月1日第2種電気工事士免状取得) (平成10年8月1日認定電気工事従事者認定証取得) 左記の期間中、一般用電気工作物及び自家用電気工作物の作業に従事した。なお、一般用電気工作物については、第2種電気工事士免状取得後に作業したものであり、自家用電気工作物(契約電力500kw未満の需要設備)については、認定電気従事者認定証を取得後に簡易電気工事に従事した。主な工事内容は、屋内配線工事、照明器具の取付工事。 主な一般用電気工作物工事として 長崎市 長崎太郎宅新築電気工事 〇〇kw 長崎市 長崎花子宅増築電気工事 〇〇kw 長崎市 長崎二郎宅新築電気工事 〇〇kw 諫早市 長崎団地新築電気工事 〇〇kw		
	通算期間は電気工事に従事していた期間 通算期間 6年 0月	他工事件数 〇〇 件		
上記のとおり、実務経験を有することを証明します。 年 月 日 ← 証明した日(必ず記入) 所在地 〒850-1111 長崎市江戸町2-14 事業所名 長崎太郎電気 代表者氏名 長崎 花子 印 (法人以外の場合は任命権者等の氏名)				

必ず記入

(登録電気工事業者の登録又は届出番号)
長崎県知事登録・届出
第〇〇〇〇〇号

※他県の場合は登録又は届出証の写を添付

認められる実務経験

- (1) 一般用電気工作物の電気工事(一般家庭用の屋内配線工事など)
第二種電気工事士免状取得者が一般用電気工作物の電気工事に従事した期間が3年以上である
- (2) 契約電力500kw以上の自家用電気工作物の電気工事
電気主任技術者の指導・監督のもとで契約電力500kw以上の自家用電気工作物の電気工事(軽微な工事を除く。)に従事した期間が3年以上である
- (3) 契約電力500kw未満の自家用電気工作物における簡易電気工事
経済産業局長が交付する認定電気工事従事者認定証取得者が、契約電力500kw未満の自家用電気工作物のうち電圧600v以下の部分の簡易電気工事に従事した期間が3年以上である

(注意) 契約電力500kw未満の自家用電気工作物のうち電圧600vを超える電気工事は、第一種電気工事士免状取得者のみが従事できる。

フリガナ	ナガサキ タロウ		生年 月日	昭和 40年 4月 1日
氏名	長崎 太郎			
現住所	〒850-8570 長崎市江戸町2-13 (TEL095(824)1111)			
現在の勤務先の 名称 及び住所	名称	長崎太郎電気 (TEL095(824)2222)		
	住所	〒850-1111 長崎市江戸町2-14		

実務経験の内容

所属部署及び 役職名	期 間	職 務 の 内 容 (出来るだけ詳しく)
500kw以上の工事に従事した期間を3年以上詳しく記載 ↓ (1年6ヶ月) (2年) (1年6ヶ月)	平成15年4月1日 ～ 平成20年9月30日	* (平成 7年 6月1日第2種電気工事士免状取得) * (平成 9年10月1日認定電気従事者認定証取得) 左記の期間中 契約電力500kw以上の自家用電気工作物の電気工事に電気主任技術者の指導・監督のもとで電気工事(軽微な工事を除く。)に従事した。 主な工事内容は、屋内配線工事、照明器具の取付工事。
	H15年4月1日 ～ H16年9月30日	〇〇〇〇の自家電気工作物(契約電力 〇〇KW) 全般についての電気工事 電気主任技術者 〇〇〇〇
	H17年4月 1日 ～ H19年3月31日	〇〇〇〇の自家電気工作物(契約電力 〇〇KW) 全般についての電気工事 電気主任技術者 〇〇〇〇
	H19年4月 1日 ～ H20年9月30日	〇〇〇〇の自家電気工作物(契約電力 〇〇KW) 全般についての電気工事 電気主任技術者 〇〇〇〇 〇〇事業所 〇〇 〇〇 に確認

契約電力(発電所・変電所以外の工事)及び職務の内容を確認するための書類の写を添付してください。
(例 契約書や電力会社に提出した完成届の写や函面等)やむを得ず確認するための書類の写を添付出来ない場合は、契約電力及び職務の内容を確認した相手方の事業所名及び氏名を記入してください。

(ご注意ください!)
実務経験の証明内容が事実と異なる場合、電気工事士法第4条(免状の返納)等が適用されることがあります。
また、虚偽の証明者には、刑法第62条(幫助)等が適用されることがあります。

500kw以上の自家用電気工作物の電気工事に3年以上従事していなければならない

通算期間	5年 0月
------	-------

上記のとおり、実務経験を有することを証明します。

証明した日(必ず記入)

年 月 日

所在地 〒850-1111 長崎市江戸町2-14

事業所名 長崎太郎電気
 代表者氏名 長崎 花子 印
 (法人以外の場合は任命権者等の氏名)